



熟土第 6.2 - 2 号  
平成 14 年 12 月 26 日

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted] 様

静岡県知事 石川 嘉延



都市計画法第 29 条の開発行為について (許可)

平成 14 年 12 月 9 日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条の規定に基づき、下記により許可します。

開発行為の概要	1 開発行為の含まれる地域の名称、地番	熱海市伊豆山 字嶽ヶ [Redacted] 字水立 [Redacted]	
	2 開発行為の目的及び開発区域の面積	宅地分譲	19,379.64 m <sup>2</sup>
	3 予定建築物の用途	専用住宅	
	4 工事施工者住所氏名	[Redacted]	
	5 工事着手年月日	平成 14 年 12 月 26 日	
	6 工事先了年月日	平成 15 年 12 月 31 日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの (非自己用)	
	8 法第 34 条の該当号及び該当する理由	該当なし	
	9 その他必要な事項	宅地完成等規制法併願 静岡県風致地区条例併願	

許可に附した条件

裏面のとおり

## 許可に附した条件

- 1 工事の施工に当たっては、工事に関わる法令を遵守し、申請書に記載された施工方法に則り施工すること。工事に関わる法令に違反した場合は、必要な手続を経て、許可を取り消す場合があります。
- 2 工事着手に当たっては、あらかじめ着手届に工事工程表及び緊急時の連絡体制表を添付して提出すること。  
なお、工程表より工事が遅延した場合には、遅延理由書提出すること。
- 3 工事完了後、掘削等の特別の方法によらなければ、形状・寸法等が確認できない箇所については、各工程が明確に判定できるように写真撮影しておくこと。  
申請書に記載されている、盛土の層毎の転圧状況、擁壁の栗石基礎の施工状況、擁壁の配筋状況には、特に留意し、写真撮影をしておくこと。  
工事写真の撮影に当たっては、別紙（静岡県都市住宅部都市計画課編「都市計画法による開発行為等の手引き（技術基準）」記載の「写真の整備について」）の方法によること。  
なお、必要に応じ中間検査を実施する場合があります。
- 4 盛土の施工に当たっては、盛土材に、雑草・樹木の根・有機物を含む表土・雑物等が混入しないよう留意すること。
- 5 擁壁設計図面に記載されているとおり、擁壁底面の地耐力の確認を確実に実施すること。  
地耐力が設計内容と異なる場合は、設計変更等の措置を行うこと。  
また、造成後の宅盤についても、十分な締固めを行うこと。
- 6 開発行為の許可を受けた開発区域内の土地においては、工事の完了公告があるまで建築物を建築しないこと。  
ただし、当該開発行為に関する工事に用いる仮設建築物を建築するとき、その他県知事が支障無いと認めたときは、この限りでない。
- 7 開発行為を廃止する場合には、廃止の届出を行うとともに、工事により損なわれた公共施設等の機能の回復を図ること。
- 8 工事施工中の防災措置を十分行うこと。
- 9 許可のあった日から起算して、2年以内に工事に着手しない場合及び、長期間にわたって工事が中断された場合は、必要な手続を経て、許可を取り消すことがあります。
- 10 都市計画法第32条に基づき市町村に移管されることとなる公共施設については、事前に、新たに管理者となるものと協議の上施工し、工事完了までに当該公共施設となる土地の登記承諾書を、当該市町村に提出できるよう準備すること。